

第1号様式(第2条の2関係)

(表)
町 営 住 宅 入 居 申 込 書

申 込 者	住 民 票 所	〒										申 込 住 宅	希望住宅	
	現 住 所	〒												
	電 話 番 号													
	ふ り が な 氏 名									障害の有無	間取り			
										有・無				
	個 人 番 号													
勤 務 先	住 所 会 社 名 電話番号										町内の 住宅	1. 全壊 2. 大規模半壊(解体) 3. 半壊 (解体) 4. 賃貸住宅等		
同 居 予 定 親 族	ふ り が な 氏 名 個人番号		続柄	生 年 月 日	障 害 の 有 無	勤 務 先	年 総 所 得 額							
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
上 の 扶 養 親 族 の 税				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									
				年 月 日 (歳)	有・無									

上記のとおり町営住宅の入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。

- (1) 本申込書の記載事項が事実と相違するときは、申し込みを無効とし、入居後に判明したときは、当該住宅を明け渡すことに異議ありません。
- (2) 私及び同居しようとする者が暴力団員でないことを警察へ照会することに同意します。

年 月 日

浪江町長 様

申込者氏名 _____

個人番号の記載により、内容が確認できる場合は添付書類を一部省略できます。

添付書類

- 1 ☐ 所得証明書または源泉徴収票
- 2 ☐ 税の未納がないことを証する書類
- 3 ☐ 住民票謄本
- 4 ☐ その他町長が必要とする書類

(裏)

現在入居している住宅の状況について

住宅の種類	1 普通住宅（自宅）	6 寮	家賃月額					
	2 普通住宅（借家）	7 間借り						
	3 公団住宅	8 復興公営住宅		部屋数 間取り	畳 畳 畳 畳	室 室 室 室	台所 合計	畳 畳
	4 アパート	9 その他						
	5 杜宅							

住宅困窮理由申告欄（該当欄の番号を○で囲んでください。）

(1) 現住宅が住居として不適當である方

1	極度の老朽で倒壊のおそれがあり保安上注意されている。	
2	保安上注意されていないが、極度に老朽している。	
3	著しく不衛生な住居である。	
4	その他特別の事情のある建物又は場所に居住している。	

(2) 住宅がないため家族と別居している方

1	夫婦が別居している。	
2	扶養しなければならない親又は子と別居している。	
3	扶養しなければならない兄弟姉妹と別居している。	
4	扶養しなければならない上記以外の親族と別居している。	

(3) 住宅がないため他の世帯と同居している方

1	親族以外の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている。	
2	親族の世帯と同居しており住宅が狭い（ 人）。	

(4) 住宅が狭いと感じている方

1	居住している部屋の広さが1人当たり1畳以下	
2	居住している部屋の広さが1人当たり2畳以下	
3	居住している部屋の広さが1人当たり3畳以下	
4	部屋が1室だけである（間借を含む。）。	

(5) 立退きを要求されている方（入居者の悪意によるものを除く。）

1	裁判上の判決によって立退きが決定し、明け渡し期限が経過している。	
2	同上期限が半年以内に迫っている。	
3	立退き要求をされてから紛争におちいつている。	
4	通例一般的な立退きを要求されている。	

(6) 遠距離通勤の方

1	通勤に要する時間が片道2.5時間以上	
2	通勤に要する時間が片道2時間以上	
3	通勤に要する時間が片道1.5時間以上	
4	通勤に要する時間が片道1時間以上	
5	通勤に要する時間が片道（ 分）	

(7) 収入に比して家賃が過大の方

1	毎月の家賃が月収の30%以上である。	
2	毎月の家賃が月収の25%以上である。	
3	毎月の家賃が月収の20%以上である。	
4	毎月の家賃が月収の（ %）	

(8) その他特殊事情

1	公共事業、公共の福祉等のため立退きを必要としているが、移転先がない。	
2	1 室を必要とする長期療養者がいる。	
3	婚約が成立しているが、住宅がないために結婚できない。	
4	火災その他の災害により住宅がない。	
5	その他（ ）	

(表)
町 営 住 宅 入 居 申 込 書

申 込 者	住 民 票 所	〒979-1592 浪江町大字〇〇字〇〇										申 込 住 宅	希望住宅			
	現 住 所	〒 現在の居所											〇〇住宅			
	電 話 番 号	0240-34-2111											間取り			
	ふ り が な 氏 名	なみえ いちろう 浪江 一郎					障害の有無 有・無						〇〇LDK			
	個 人 番 号	0	1	2	3	4	5	9	7	8	9		0	1		
	勤 務 先	住 所 浪江町大字幾世橋字六反田7-2 会 社 名 浪江町役場 電話番号 0240-34-2111											町内の 住宅	1.全壊 2.大規模半壊(解体) 3.半壊 (解体) 4.賃貸住宅等		
同 居 予 定 親 族	ふ り が な 氏 名 個人番号		続柄	生 年 月 日	障 害 の 有 無	勤 務 先	年 総 所 得 額									
	なみえ はなこ 浪江 花子		妻	〇年〇月〇日 (〇〇歳)	有・無	〇〇会社										
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2															
	なみえ じろう 浪江 次郎		子	〇年〇月〇日 (〇歳)	有・無	〇〇小学校	なし									
	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3															
				年 月 日 (歳)	有・無											
				年 月 日 (歳)	有・無											
				年 月 日 (歳)	有・無											
上 の 扶 養 親 族 の 税	なみえ じゅうろう 浪江 十郎		父	〇年〇月〇日 (〇〇歳)	有・無											
				年 月 日 (歳)	有・無											
				年 月 日 (歳)	有・無											

3.11時点で町内の住宅に居住していた方は、いずれかの番号に○をつけてください

所得証明書等で確認しますので未記入で結構です。

上記のとおり町営住宅の入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。

- (1) 本申込書の記載事項が事実と相違するときは、申し込みを無効とし、入居後に判明したときは、当該住宅を明け渡すことに異議ありません。
- (2) 私及び同居しようとする者が暴力団員でないことを警察へ照会することに同意します。

令和 〇年 〇月 〇日

浪江町長 様

個人番号の記載により、内容が確認できる

添付書類

- 1 □所得証明書または源泉徴収票
- 2 □税の未納がないことを証する書類
- 3 □住民票謄本
- 4 □その他町長が必要とする書類

※マイナンバー制度を利用して申請することができます。

利用する際は事前にご相談ください。

マイナンバーを記入し、【個人番号利用目的同意書】、【マイナンバーカードの写し】

を添付していただければ、【所得証明書】と【住民票謄本】を省略できます。

※マイナンバー制度を利用しない場合は個人番号の記載は不要です。

※申込者の状況によって添付書類が異なります。

裏面も記入してください

(裏)

現在入居している住宅の状況について

住宅の種類	1 普通住宅（自宅）	6 寮	家賃月額	○○○○円			
	2 普通住宅（借家）	7 間借り	部屋数 間取り	☐ 畳	☐ 室	台所	畳
	3 公団住宅	8 復興公営住宅		畳	室	合計	畳
	4 アパート	9 その他		畳	室		
5 社宅							☐ 畳

住宅困窮理由申告欄（該当欄の番号を○で囲んでください。）

(1) 現住宅が住居として不適当である方

1	極度の老朽で倒壊のおそれがあり保安上注意されている。	
2	保安上注意されていないが、極度に老朽している。	
3	著しく不衛生な住居である。	
4	その他特別の事情のある建物又は場所に居住している。	

(2) 住宅がないため家族と別居している方

1	夫婦が別居している。	
2	扶養しなければならない親又は子と別居している。	
3	扶養しなければならない兄弟姉妹と別居している。	
4	扶養しなければならない上記以外の親族と別居している。	

(3) 住宅がないため他の世帯と同居している方

1	親族以外の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている。	
2	親族の世帯と同居しており住宅が狭い（ ）人。	

(4) 住宅が狭いと感じている方

1	居住している部屋の広さが1人当たり1畳以下	
2	居住している部屋の広さが1人当たり2畳以下	
3	居住している部屋の広さが1人当たり3畳以下	
4	部屋が1室だけである（間借を含む）。	

(5) 立退きを要求されている方（入居者の悪意によるものを除く。）

1	裁判上の判決によって立退きが決定し、明け渡し期限が経過している。	
2	同上期限が半年以内に迫っている。	
3	立退き要求をされてから紛争におちいつている。	
4	通例一般的な立退きを要求されている。	

(6) 遠距離通勤の方

1	通勤に要する時間が片道2.5時間以上	
2	通勤に要する時間が片道2時間以上	
3	通勤に要する時間が片道1.5時間以上	
4	通勤に要する時間が片道1時間以上	
5	通勤に要する時間が片道（ ）分	

(7) 収入に比して家賃が過大の方

1	毎月の家賃が月収の30%以上である。	
2	毎月の家賃が月収の25%以上である。	
3	毎月の家賃が月収の20%以上である。	
4	毎月の家賃が月収の（ %）	

(8) その他特殊事情

1	公共事業、公共の福祉等のため立退きを必要としているが、移転先がない。	
2	1室を必要とする長期療養者がいる。	
3	婚約が成立しているが、住宅がないために結婚できない。	
4	火災その他の災害により住宅がない。	
5	その他（ 帰還に際し、町内に居住する住宅がない ）	☐